

潮流



約十年前に、喘息発作を繰り返して来られる子どもさんの家族が室内で喫煙され、受動喫煙（他人のたばこの煙を吸われること）によって、なかなか喘息がよくなるない経験をしました。小児科医として、子どもを取り巻く喫煙環境の問題や、喫煙の低年齢化防止を考える中、平成十三年に小学校PTA連合会会

松田 隆

NPO法人未来副理事長、鳥取県中部医師会副会長

長になったことをきつかけに、小学校での喫煙防止教育を進めてきました。

平成十五年五月には受動喫煙防止を掲げた健康増進法が施行され、同年九月から鳥取市、平成十六年四月からは倉吉市で、小中学校敷地内禁煙、

子どもたちへの喫煙防止教育

「い」と考えている児童・生徒が大幅に増えたことが発表されました。全国で喫煙防止教育の効果が見れてきていると思えます。

平成十八年に静岡市で、歩きたばこの受動喫煙被害で喘息発作が起った中学生が議会に訴えて、路上喫煙による被害等の防止に関する条例ができました。今年七月か

ら倉吉市も、喫煙マナーをめぐって、路上喫煙に関する条例ができました。今年七月か

ら倉吉市も、喫煙マナーをめぐって、路上喫煙に関する条例ができました。今年七月か

今年四月からは県立高校も敷地内禁煙となりました。平成十五年から、医師会として喫煙防止教育講演医を学校に派遣するようになり、平成十九年度には二十四校にまで増えました。

このような状況の中で昨年三月、文部科学省から「将来たばこは吸わな

う要望や、九月に日本医師会から出された「禁煙赤瓦観光バス回転広場に

「啓発メッセージボード付きの吸い殻入れが設置されました。その看板に『Smoking Areaは、喫煙防止教育の観点から疑問がもたれま

ましてや、小学校の前で、公共の場である通学路に喫煙場所を設置することは、喫煙防止教育の観点から疑問がもたれま

「啓発メッセージボード付きの吸い殻入れが設置されました。その看板に『Smoking Areaは、喫煙防止教育の観点から疑問がもたれま

ましてや、小学校の前で、公共の場である通学路に喫煙場所を設置することは、喫煙防止教育の観点から疑問がもたれま

ましてや、小学校の前で、公共の場である通学路に喫煙場所を設置することは、喫煙防止教育の観点から疑問がもたれま

ましてや、小学校の前で、公共の場である通学路に喫煙場所を設置することは、喫煙防止教育の観点から疑問がもたれま

ましてや、小学校の前で、公共の場である通学路に喫煙場所を設置することは、喫煙防止教育の観点から疑問がもたれま

(倉吉市)